



※受理年月日	年 月 日
※受理番号	49
※備考	

変更届出書

令和7年7月11日

埼玉県知事 殿

氏名又は名称 かぶしきがいしゃ 株式会社ピーアンドディコンサルティング
代表者氏名 だいひょうとりしまりやく みぞぐち たかお 代表取締役 溝口 隆朗
住 所 さいたましおおみやくさくらぎちよういちらうめほんち さいたま市大宮区桜木町一丁目7番地5

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 うにくすかみさる UNICUS上里
所在地 こだまぐんかみさとまちおおあざしちほん 児玉郡上里町大字七本木2272-1他

2 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

	位 置	収 容 台 数
駐輪場1	図3のとおり	86台
駐輪場2		62台
駐輪場3		115台
駐輪場4		19台
駐輪場5		28台
駐輪場6		7台
駐輪場7		8台
駐輪場8		8台
駐輪場9		16台
駐輪場10		5台
合 計		354台

(変更後)

	位 置	収 容 台 数
駐輪場1	図4のとおり	6台
駐輪場2		75台
駐輪場3		124台
駐輪場4		28台
駐輪場5		32台
駐輪場6		9台
駐輪場7		35台
駐輪場8		9台
駐輪場9		22台
駐輪場10		14台
合 計		354台

※駐輪場1は位置変更を行います。

※駐輪場1以外の位置変更はありません。

※変更前の駐輪場2～10はそれぞれ未届出の届出外駐輪場が存在しております。今回の変更に伴い届出外駐輪場を届出駐輪場として充当します。

※変更後の駐輪場4、7、10については、届出外駐輪場の充当に加え、収容台数自体を増設します。

3 変更しようとする年月日

令和7年12月1日

4 変更する理由

変更前駐輪場1付近のリニューアルのため

5 以下に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外の事項

大規模小売店舗の店舗面積の合計

13,740㎡

※届出面積13,740㎡に対し、現況の実態店舗面積は12,724㎡です。

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

名 称	位 置	収 容 台 数
平面駐車場	図4のとおり	1,010台
2階駐車場	図6のとおり	81台
合 計		1,091台

※届出台数は変更ありません。

※届出台数以外の業務用駐車場が飲食店出店に伴い41台減少します。変更前は115台（平面80台、2階35台）ですが、変更後は74台（平面39台、2階35台）になります。

※施設全体収容台数（届出台数と届出台数以外の業務用駐車場の合計）は変更前1,206台から変更後1,165台になります。

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

	位 置	面 積
荷さばき施設1	図4のとおり	435㎡
荷さばき施設2		191㎡
荷さばき施設3		250㎡
荷さばき施設4		184㎡
荷さばき施設5		147㎡
荷さばき施設6		84㎡
荷さばき施設7		120㎡
荷さばき施設8	図6のとおり	140㎡
荷さばき施設9	図4のとおり	204㎡
荷さばき施設10		56㎡
合 計		1,811㎡

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

	位 置	容 量
廃棄物等保管施設1	図4のとおり	26m ³
廃棄物等保管施設2		36m ³
廃棄物等保管施設3		54m ³
廃棄物等保管施設4		23m ³
廃棄物等保管施設5		8m ³
合 計		147m ³

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社ヒマラヤ	午前8時00分～午後10時00分
その他	午前8時00分～翌午前0時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	位 置	利用可能時間帯
平面駐車場	図4のとおり	午前7時45分～翌午前7時45分
2階駐車場	図6のとおり	午前7時45分～午後10時00分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位 置	出入口の数
図4のとおり	5箇所（出入口3箇所、入口1箇所、出口1箇所）

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	位 置	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設1	図4のとおり	午前6時00分～午後10時00分
荷さばき施設2		
荷さばき施設3		
荷さばき施設4		
荷さばき施設5		
荷さばき施設6	図6のとおり	午前6時00分～午前7時30分
荷さばき施設7		
荷さばき施設8	図4のとおり	午前6時00分～午後10時00分
荷さばき施設9		
荷さばき施設10		